

# 転出届記入例

届出人の方は、この届を提出する際に次の本人確認書類をご提示ください。

- 顔写真付きの運転免許証、旅券などの場合は1種類
- 顔写真のない健康保険証、年金手帳、診察券、銀行カードなどの場合は2種類以上

**届出人** この届を提出される方の氏名、電話番号を記入。

**届出年月日** この届を窓口で提出される日付を記入。

**異動年月日** 転出予定日（または転出した日）を記入。

**住所（旧）、世帯主** 左の枠に、「旧」を記入。  
下諏訪町の番地を記入。アパート等方書があればアパート名等も記入。  
下諏訪町での世帯主名を記入。

**住所（新）、世帯主** 左の枠に、「新」を記入。  
転出先の住所を都道府県名から正確に記入。アパート等方書があればアパート名等も記入。  
新しい住所での世帯主名を記入。

**氏名、生年月日、性別、続柄** 転出されるすべての人の氏名、生年月日、性別、続柄を記入。同じ氏であれば氏は省略可。  
続柄は、現在（下諏訪町）の住所における世帯主との関係を記入。

下 諏 訪 町 長 様			住 民 異 動 届																											
届出	1. 本人 2. 世帯主 3. 代理人 人( )	氏名	<b>下諏訪 花子</b>															電話番号(※)			<b>27-1111</b>									
◎本枠の中を強めに記入してください。			届出年月日	令和 3年 1月 10日	行政区	新											世帯	全	部	新	同一世帯の全部又は一部が同時に転出する場合で、そのうち個人番号カード又は住民基本台帳カードの交付を受けている者があるときは、転出証明書の交付を受ける必要がありません。この場合は、転入届の際に個人番号カード又は住民基本台帳カードの提示が必要となります。									
			異動年月日	令和 3年 1月 18日		旧											帯	一	部	旧										
			旧	長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8 <b>下諏訪荘5号室</b> (アパート名等)					世帯主	<b>しもすわ はなこ</b> <b>下諏訪 花子</b>					本籍 国籍・地域 法第30条の45に規定する区分 在留カード等番号					筆頭者 在留資格 在留期間等 在留期間満了日					受付					
			新	東京都中央区1丁目2番23号 <b>東京マンション1234号</b> (アパート名等)					世帯主	<b>しもすわ たろう</b> <b>下諏訪 太郎</b>										照合										
			氏名		生年月日		性別		続柄		個人番号カード又は住民基本台帳カード		在留カード・特永住		選挙登録		国民年金種別		国民年金番号		国保資格		介護資格		児童手当		附票			
			1	<b>しもすわ たろう</b> <b>下諏訪 太郎</b>	大昭平令西	42・3・4	男	<b>主 妻</b>	有 継続利用 返納	有 無	1 任	有 退	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	本籍通知					
			2	<b>はなこ 花子</b>	大昭平令西	45・6・7	女		有 継続利用 返納	有 無	1 任	有 退	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	期間経過						
			3	<b>じろう 次郎</b>	大昭平令西	11・3・7	男		有 継続利用 返納	有 無	1 任	有 退	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	区长						
			4		大昭平令西		女	有 継続利用 返納	有 無	1 任	有 退	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	アンケート							
			5		大昭平令西		女	有 継続利用 返納	有 無	1 任	有 退	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	有 有	備考(旧姓)							
			備考(旧姓)																											
免・個カ・住カ・旅・資・在C・特C・保・年金・通・診・その他( )聴聞 無:通知( 年 月 日 )																														

※電話番号は住民基本台帳以外の業務でも使用することがありますのでご了承ください。

◎本枠の中を強めに記入してください。

◎異動年月日欄は、実際に異動した日を記入してください。

- 転出届は、あらかじめ（おおむね転出予定日の2週間前）に届出るか、転出をした日から14日以内に届出ることになっています。違反すると罰せられることがあります。（住民基本台帳法第24条、第52条2項関係）
- 届出人になれる方は、本人または転出前の同一世帯員に限られます。
- これ以外の方が届けられる場合は、委任状が必要です。